



菅野祐子
ファイナンシャルプランナー
から保険アドバイザー

東京生まれ、上野女子大学で経済学を専攻して、法政大学経済学部卒業。2002年にファイナンシャルプランナーの資格を取得。企業や個人への個別ファイナンシャルプランナー、各種セミナー講師を務める。現在は法人向けファイナンシャルアドバイザーとして個人相談やセミナー講師も担当。テレビ・雑誌などのメディアでも活躍中。
http://www.f-fukuoka.com

万が一の備えがあれば安心。 お子様に多い損害賠償トラブル

子どもたちのさまざまな損害賠償のトラブルが近年増えています。そんなリスクにしっかりと備えておくことが大切です。どんな賠償事例があって、どこまで保障されるの？そんな疑問にお答えします。

幼稚園の入園を前に 子どもに片がーのトラブ ルが起きたらと心配 しています。

福岡市在住 32歳
主婦



子どもが来年から幼稚園に入園予定です。幼稚園でお友達にケガをさせたり、ものを壊したりしたらどうしようとかから心配しています。先輩ママからも良くそういったケースも聞くし、ママ同士のトラブルにも発展する場合があります。私もそうで怖いですが、それに家の中でもちろんと目を離したすきにイタズラしてものを壊してしまいうこともあるのでひやひやしています。

個人賠償責任保険って 知っていますか

小さなお子様ですと、まだ周りへの配慮をするような社会性が身につくまで。ついになんか子どもも多く、お友達と遊んでいて過って相手にケガをさせたり、うっかり幼稚園のものや、お友達のもの壊してしまいうこともありますが、それだけではありません。幼稚園で個人賠償責任保険です。被害者への損害賠償金(治療費・修理代など)が支払いの対象となります。

好奇心旺盛で注意力散漫な
子どもだからこそ、日常で起こ
しがちなトラブルへのしっか
りとした備えが必要です。



個人賠償の補償は 子どもが引き起こす 思わぬトラブルには 非常に役立つ補償です。

ご相談のうちに「壊したらどうしよう」「子ども同士のことだから修理代を請求するのも気がひける」「など気になるかと思いますが、保険で備えているかまず確認してみましよう。補償内容によって、補償金額、補償の範囲などが違いまう。子どものことを考えると心配はつきないかもしれませんが、「備えあれば憂いなし」準備できることから始めましよう。

やっぱり
いろんなリスクに備えて
おくことが必要なんです。
具体的な事例があれば
教えてください。



賠償事例クエッション!

いろいろなケースが考えられますが、以下の5つの事例のうち
個人賠償保険の対象となるものはどれでしょうか?



ケース1

子どもがお友達の家に遊びに行ったときに、お友達の眼鏡を壊してしまい修理不能に。



ケース2

お友達の家に子どもを連れて遊びに行ったときのこと、ママ同士で話が盛り上がり、高級ソファの布のカバーに落書きをしていた!クリーニング代を弁償しようと見積もりを取ってもらったら10万以上もかかるみたい……



ケース3

マンションの集会所で、子どもがボール遊びをして過って窓ガラスを割ってしまった。窓ガラスの修理代3万円。



ケース4

子どもが道端で自転車に乗る練習をしていてよろけてしまい、一緒に遊んでいたお友達にケガをさせてしまった。治療費5万円。



ケース5

自宅で子どもとTVゲームで遊んでいた。勢いあまってゲームコントローラーをTV画面にぶつかって壊してしまった。修理代が7万円。



上記事例で支払いの対象になるものは、上に行くつ事例をあげていますが、実は5のケース以外はすべて個人賠償責任保険の支払い対象になります。1〜4のケースと、5のケースの違いは、被害者が他人かどうかということなんです。5は壊したものが自宅のテレビということ、他人のものを壊したわけではありませぬ。したがって保険金は支払われませぬ。他人の「からだや」「もの」に損害を与えてしまった場合が支払いの対象となります。こういった事例を踏まえて、保険の加入を考えてみてください。

事例の
正解は!



子どもが他人にケガをさせたり、ものを壊すことも考えられるので備えておいた方がいいかも。

県民共済「子ども型」の場合!

子どもが遊んでいて他人の家の窓ガラスを過って割ってしまった。

賠償金額
20,000円
1,000円
支払い総額 19,000円

よくお問い合わせをいただく事例です。お子様が過って第三者に損害を与えてしまった**第三者への損害賠償**にも対応していますよ。
※賠償金額は0円〜1,000円は任意で支払います。



県民共済の 「子ども型」なら!

「子ども型」に加入のお子様は保障期間内に国内での日常生活において過失により第三者へ損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき共済金をお支払いします。1回の事故につき支払限度額は、子ども1型で10万円、2型で200万円です。なお同一のお子様についての過算支払限度額は、子ども1型は300万円、2型は600万円となります。詳しい保障内容は裏表紙をご覧ください。